



令和8年度税制改正：少額減価償却資産特例の基準引上げと適用範囲

令和8年度税制改正大綱では、「中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例」について、取得価額基準を30万円未満から40万円未満へ引き上げることが示されました。創設（平成15年度）以来初の基準見直しで、改正は施行日以後に取得した資産に適用され、事業年度の開始時期とは連動しない点が特徴です。

項目	現行	改正後
特例対象となる取得価額	30万円未満	40万円未満
年間適用限度額	300万円	変更なし
中小企業者の内、対象外となる企業規模	従業員500人超	従業員400人超
適用期限	令和8年3月末	令和11年3月末まで延長



改正法が令和8年4月1日に施行され、次のように取り扱われます。

取得日	適用される基準
令和8年3月31日まで	30万円未満
令和8年4月1日以後	40万円未満

例えば12月決算法人では、同一事業年度（令和8年12月期）内でも、1～3月取得分は30万円未満、4～12月取得分は40万円未満と、取得時期により基準が異なります。

特例の基本

本特例は、中小企業者等が取得した少額減価償却資産について、損金経理を条件に取得価額を全額損金算入できる制度である。対象は以下のとおり。

- 器具備品、機械装置などの有形資産
- ソフトウェア、特許権、商標権などの無形資産
- 中古資産も対象

取得価額は、購入代価と事業の用に供するために直接要した費用（引取運賃・荷役費・購入手数料・関税など）の合計額とされています。

5月の税務カレンダー



5月の主な税務

- 5/11(月) ・4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 6/1(月) ・3月決算法人の確定申告と納税
・9月決算法人の中間申告と納税
・消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人の3月ごとの中間申告と納税



☆社会保険

令和8年4月（5月納付分）より、子ども・子育て支援金の給与天引き・納付の開始。

	日	月	火	水	木	金	土
5 ・ 6 月						1	②
	③	④	⑤	6	7	8	⑨
	⑩	11	12	13	14	15	⑬
	⑰	18	19	20	21	22	⑳
	㉒	25	26	27	28	29	㉓
	㉕	1	2	3	4	5	⑥
	⑦	8	9	10	11	12	⑬